高知県収容動物飼養管理ガイドライン

第１（背景と目的）

このガイドラインは、動物福祉の確保の重要性に鑑み、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に基づき、高知県（以下「県」という。）が収容した動物の適正な飼養管理及び動物福祉の向上を図り、動物の健康と安全を確保するとともに、業務の円滑な遂行を目的とする。

第２（定義）

このガイドラインにおいて使用する用語の定義は次のとおりとする。

１　飼養管理とは、動物の健康維持、衛生管理、運動、環境整備、給餌給水、安全保持及び公衆衛生維持などを含む。

２　動物福祉の向上とは、その種の特性及び習性を踏まえ、健康及び安全を保持し、不必要な苦痛を取り除き、動物が肉体的にも精神的にも満たされること、すなわち動物の生活の質を向上させることをいう。なお、本ガイドラインにおいては、動物福祉を、動物の状態を客観的に評価する基準として捉える概念として用いる。

３　エンリッチメントとは、動物がその種の特性及び個体の特性に応じて自然な行動を発現しやすくなるような飼養管理方法の工夫及び周囲環境を調整することをいう。

４　トレーニングとは、動物が人と共に生活する環境に適応し、円滑に生活できるようにするために必要な行動や健康管理等、体のケアを受けやすくするための行動を練習することをいう。

５　安楽死処置とは、疾病、負傷、著しい行動障害その他の事由により、その個体の動物福祉が著しく損なわれ、回復の見込みが乏しいと判断した場合に、苦痛を最小限に抑える方法により人道的に生命を終わらせる措置をいう。

第３（飼養管理基本方針）

１　県は、５つの自由（飢え･渇き、痛み･負傷･病気、不快、恐怖･抑圧、本来の行動）及び動物の健康、栄養、環境、行動及び精神状態の５つの領域（５つの領域モデル（Mellor ら, 2020））を考慮した適切な飼養管理によって可能な限り動物福祉の向上に努める。

２　県は、１の飼養管理において、県職員（獣医師職員含む。以下同じ。）及びその他飼養管理に従事する職員（以下「飼養管理従事職員」という。）と動物双方の安全確保に努めるとともに、飼養管理施設とその周囲の環境に配慮し、公衆衛生の維持を図る。また、飼養管理従事職員は、動物福祉の向上のため、飼養管理に必要な専門的知識の習得に努める。

３　県は、定期的に収容動物の譲渡適性（身体所見及び行動所見）と動物福祉の客観的な評価（以下「総合評価」という。）（別表３参照）を実施し、その向上を図りながら一般家庭で飼養可能な動物は譲渡を積極的に促進する。

４　県は、飼養管理施設において収容動物の心身の状態や、公衆衛生又は安全管理上において支障が生じ、動物福祉が著しく低下していると評価し、専門的な知見に基づき安楽死処置以外に適切な代替措置がないと判断した場合、安楽死処置を実施する。

第４（関係法令の遵守）

１　県は、動愛法、狂犬病予防法、その他関係法令等を遵守する。

２　飼養管理従事職員は、常に最新の法令等に関する情報の把握に努める。

第５（収容動物の飼養管理）

１　県は、第３の１及び２に基づき、収容動物の動物福祉及び譲渡適性の向上を図るため、適切な飼養管理施設の維持（清掃・消毒、温度管理等）、健康管理、給餌・給水・運動・睡眠・排泄等における飼養管理方法の工夫、エンリッチメント、トレーニング等を、当該施設において行うものとする。詳細な方法は、別表１に示す。

２　県は、収容した動物に識別番号や名前を付与し、写真撮影を行う。また、県は、それら動物に関する情報を適切に記録し、管理、保存する。

３　県は、収容した動物において、第３の３に示す総合評価を、別表２及び別表３のとおり収容時から定期的に実施する。

４　県は、総合評価の結果を踏まえ、１に掲げる取組の効果を確認するものとする。

５　県は、４の確認の結果、身体的又は行動学的状態に改善が認められない場合には、１に掲げる取組の見直し又は専門家への相談を行い、一定期間飼養管理のうえ、あらためて３の総合評価を実施するものとする。

第６（収容動物の譲渡）

１　県は、第３の３に基づき、第５の飼養管理等を行いつつ、一般家庭で飼養可能な動物は譲渡を積極的に促進する。

２　県は、総合評価の結果、譲渡が可能であると判断した個体について、別表２及び別表３のとおり人と共に生活する様々な状況での行動評価を実施し、更なる動物福祉及び譲渡適性の向上を図る。

３　県は、総合評価の結果、経過観察が可能と判断した個体について、実施可能な範囲で譲渡適性及び動物福祉の向上に努め、譲渡を促進する。

４　県は、終生飼養希望者には動物の特性及び習性、個体ごとの状態を説明し、適正な譲渡に努める。また譲渡後も飼養管理に関する相談を受け付け、適宜アドバイス等を実施する。

５　収容動物の譲渡にあたっての具体的な手続きは、「高知県犬及び猫の譲渡実施要領」に則って実施する。

第７（収容動物の安楽死処置）

１　県は、第３の４に基づき、安楽死処置の実施について、対象動物の総合評価の結果等をもとに、複数の県職員でカンファレンスを行い、必要に応じて専門家の意見を聴取のうえ、慎重に検討する。検討の結果、改善の余地があると認められる場合は、第５に定める飼養管理を継続する。やむを得ず安楽死処置の必要性があると認められる場合は、その妥当性について、県としての判断を行う。

２　安楽死処置対象動物の詳細な基準は、別表４に示す。

3　安楽死処置は、動愛法第 40 条及び動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号）に則り適切な方法で行う。

第８（飼養管理に関する評価とガイドライン等の見直し）

1　県は、様式１により収容動物の飼養管理に関する評価を定期的に実施する。

2　県は、動愛法を含む関連法令を踏まえ、専門家の意見も取り入れ、飼養管理方法等の改善に努める。

3　このガイドラインは、定期的に見直しを行い、社会情勢や法改正等に応じて適宜改定するものとする。

【更新履歴】

制定　令和８年７月６日　　８高薬衛第 264 号

別表1　収容動物の飼養管理方法

1　飼養管理施設の維持（清掃・消毒、温度管理等）について	
清掃・消毒	動物を飼養するスペースにおいて汚れを取り除く清掃を行い、対象とする病原体に適した薬剤等により消毒を行う。
	飼養管理するスペースの材質、ケージの種類等にも配慮し、適切な頻度でプロトコールを定めて清掃や消毒を実施する。
	清掃を行う者は必要に応じて個人防護具を着用し、手指消毒を徹底のうえ、作業動線にも配慮して感染蔓延防止を図る。
	製剤や消毒剤はラベリングし、正しい希釈濃度での使用、管理を行う。
温度管理	飼養管理スペースにおいて動物の過ごしやすい温度になるよう室温の維持を行う。
	動物種や年齢、体調等に配慮してサーモスタット等個別対応を行う。
	適宜換気を行い空気環境に配慮する。
その他	人と動物の安全確保のため定期的に施設を点検し、必要に応じて修繕を行う。
	飼養管理スペース以外でも動物が過ごす場所は衛生と安全を保つ。

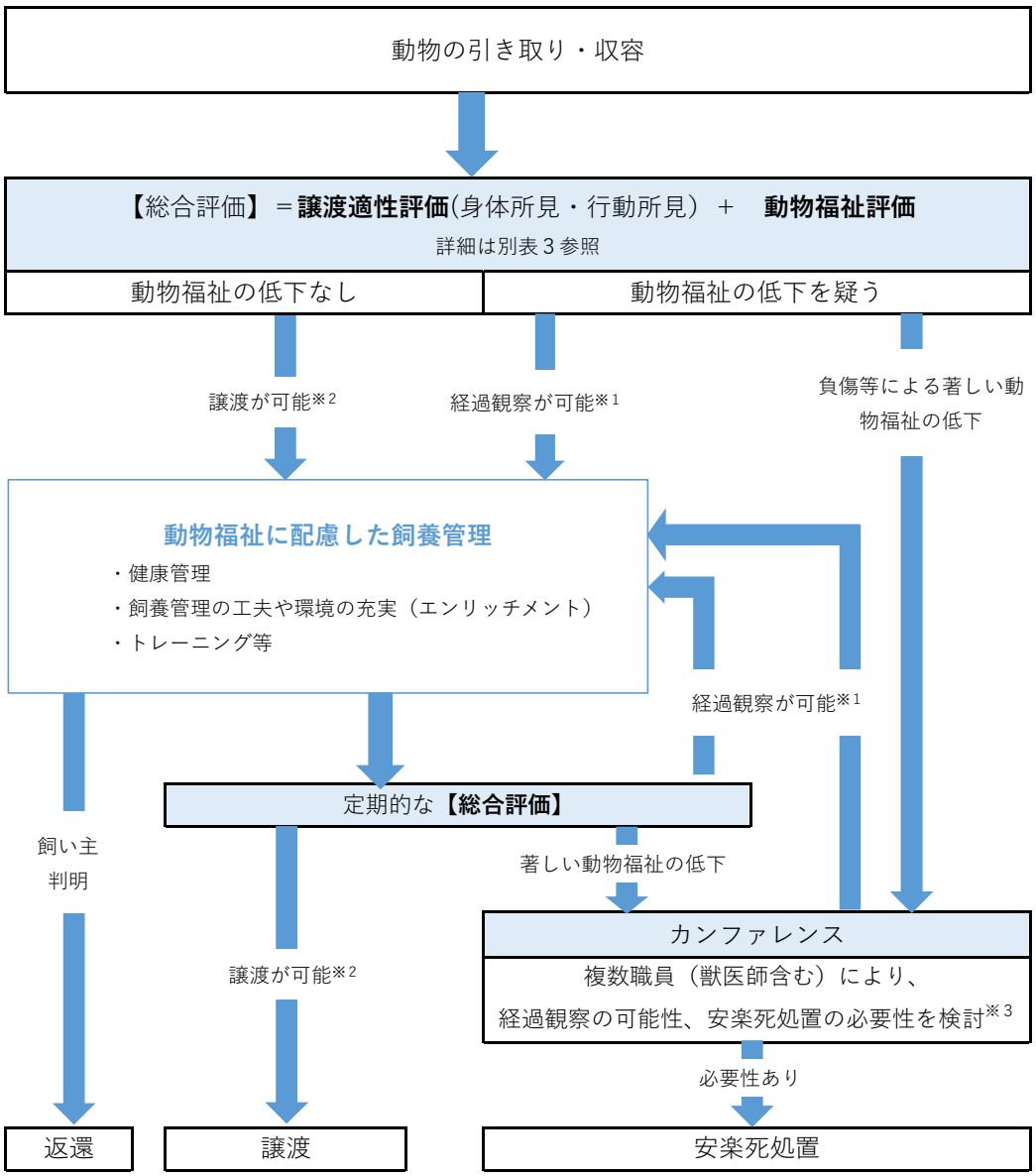
2　健康管理について	
健康診断	定期的に獣医師による健康診断を実施する。
健康チェック	健康チェックを毎日実施する。異常がある場合は獣医師職員へ報告する。
感染症予防	疫病予防等の措置のため、必要に応じてワクチンの接種を実施し、スケジュール管理等記録する。
寄生虫駆除	寄生虫駆除を定期的に実施する。
受診・治療	体調不良時や負傷動物は受診させ、可能な範囲（※１）で治療する（※２）。 ※１　原則として、１泊２日の入院治療程度までを目安とする。 ※２　治療目的で、外部の方に経済的負担を伴う預け行為は行わないものとする。

3　給餌・給水・運動・睡眠・排泄等（動物の基本的な生理的欲求）	
給餌	動物種、年齢、体調等に配慮して適切な給餌を行い、ボディコンディションスコアや毛並み、活力等の観察により栄養状態の管理を行う。
給水	衛生的に給水を行い、自由に飲水できるようにする。
運動	可能な範囲で散歩や逸走しない環境での運動を行う。天候、体調、不安が強い等で十分に運動が行えない場合であっても、知育玩具を使用したりノーズワークなどで運動を行う。
睡眠	誤飲に注意したうえでベッド、敷物等により十分な睡眠が取れる工夫を行う。
排泄	散歩で排泄させる、排泄ができるスペースやトイレを設置する等躊躇無く排泄が行える工夫を行う。動物の体に排泄物が付着しないよう適切に清掃を行い、排泄物の観察による体調管理も行う。異常がある場合は獣医師職員へ報告する。

4　エンリッチメントについて（その記録や振り返りにより必要に応じて改善を行う。）	
採食エンリッチメント	各動物種がもつ栄養要求及び行動特性に応じ、適切な食餌の提供や採食行動の発現を促す工夫を行う。
社会的エンリッチメント	各動物種の社会性に配慮し、その種に適した社会構成及び関係性を維持できる環境を提供する。
物理的エンリッチメント	適切な飼養空間の確保や環境の複雑化等により、動物が多様な行動を選択できる環境を整備する。
認知エンリッチメント	フィーダー等を活用し、動物が主体的に探索、学習及び問題解決行動を行うことができる刺激を提供する。
感覚エンリッチメント	動物の視覚、聴覚、嗅覚その他の感覚特性に配慮し、それらを適切に刺激する環境を提供する。

5 トレーニング	
人と円滑に暮らす練習	人、器や敷物等の人工物、首輪やハーネスの使用、クレートやケージ、生活音等の刺激があっても平常心で過ごせる練習を行ったり（社会化）、フードやおもちゃ等を守る行動ではなく落ち着いて採食する・遊ぶ、散歩時に引っ張らずリードが緩んだ状態で歩く、人に飛びつかずに座る、他動物との円滑な関わり等人との暮らしを視野に入れた行動の練習を行う。ただし動物の様子を観察し、安全で嫌悪のない手段で行うこと。また、体罰を用いてはならない。
体のケアを受け入れる練習	ブラッシング、シャンプー、投薬を受け入れやすくする行動の練習を行う。ただし動物の様子を観察し、安全で嫌悪のない手段で行うこと。また、体罰を用いてはならない。

別表2　収容動物飼養管理及び評価･判定フロー　（太字の各評価の詳細は別表３参照）



※１：**総合評価**やカンファレンスによって経過観察可能とした場合は飼養を継続し、譲渡適性向上や動物福祉向上を目指す。その場合、再度の総合評価も実施し、譲渡適性や動物福祉の推移を把握する。

※２：譲渡可能と評価された個体は、さらに譲渡適性を向上させるべく人との暮らしを想定した様々な状況での**行動評価**を行い、エンリッチメントやトレーニングの進捗管理指標とする。また、定期的な動物福祉評価も実施する。

※３：必要に応じて専門家の意見を聞いて、慎重に検討する。

別表3　収容動物の各評価項目

譲渡適性評価	
身体所見	体格（全身観察、骨格系、ボディコンディションスコア、歩様等）
	皮膚・被毛（外部寄生虫、皮膚炎、外傷等の有無）
	目、耳、鼻（感染性疾患の有無）
	肛門（下痢等の有無）
	その他の身体所見
行動所見	人への関心度及び犬舎という特殊環境への許容度について、人と動物の距離、体勢、声かけ等条件を変えつつ動物の行動を観察 ※飼養管理は全て人が行うものであり、人そのものへの関心や飼養環境における許容度における評価が動物福祉を大きく左右するため、総合評価項目として設定する。

動物福祉評価　※環境は人が提供する要素として飼養管理に関する評価(様式１）にて確認	
健康	痛み、可動性低下、呼吸不全、中枢神経症状（意識、神経学的異常）の有無や程度
栄養	採食、飲水（生理的欲求）の充足度合い
行動	休息・排泄（生理的欲求）、行動（種の特有の行動、社会行動等）の充足度合い
精神	苦痛、不安や恐怖、退屈等の有無や程度、行動欲求の充足度合い

※健康、栄養、行動、環境の４つの領域から精神状態を推測する

●総合評価 ＝ 譲渡適性評価 ＋ 動物福祉評価

行動評価
総合評価にて譲渡可能と評価された個体は、さらに譲渡適性を向上させるべく人との暮らしを想定した様々な状況（別表１　５　トレーニング参照）での行動評価も行い、エンリッチメントやトレーニングの進捗管理指標とする。定期的に動物福祉評価も併せて実施。

別表４　安楽死処置対象動物基準

大分類	小分類	事由	基準
感染症	（１）	狂犬病予防法関連	狂犬病予防法第９条、第14条、第18条の２に基づくもの
	（２）	感染症	動物衛生又は公衆衛生上問題となる感染症等に罹患し、他の動物又は人への蔓延等を防止する必要があると判断される動物
動物福祉の低下	（３）	治癒の見込みがない病気等	負傷や病気等であるが県の実施し得る治療を超える状態であり、動物の苦痛が著しく、治療の継続又は保管が動愛法第２条の趣旨に反すると判断される動物
	（４）	重篤な心身の病気、障害等	・重篤な病気や著しい障害、奇形等先天性疾患によりその動物種らしい行動が発現できず、動物福祉が低下する動物 ・刺激に過敏で恐怖や不安が強く、基本的な世話を受け入れることが困難で動物福祉が低下する動物
	（５）	攻撃性	・人又は動物に対し重大な咬傷事故を起こした履歴があり、適切な管理又は行動改善の取組を行ってもなお再発の危険性が高いと専門的に判断される動物。 ・重大事故には至らないものの、継続的な攻撃行動が認められ、一般家庭への譲渡に著しい安全上の支障がある動物※１
	（６）	飼養管理	幼齢動物の哺乳等の適切な飼養管理が困難な場合※１
	（７）	疾病 社会化困難等	・基本的な世話は受け付けるが、疾病、怪我又は先天性疾患並びに加齢による疾患等により、適切な譲渡先が見つからない動物※１ ・行動特性により人や社会環境への適応が困難であり、適切な譲渡先の確保が著しく困難な動物※１
	（８）	収容管理状況	施設の収容可能頭数等の物理的制限により飼養が困難となる動物※２

※１ 環境や管理の工夫、治療又はトレーニング等により改善を図る余地がある場合は、原則として飼養管理を継続する。なお、飼養を継続する場合においても、動物福祉の状態について定期的な評価を実施する。

※２ 収容能力を超過し、やむを得ず動物群全体の動物福祉の維持が困難となった場合には、(1)～(7)の該当状況の有無を確認の上、個体の状態、譲渡適性、収容期間等を総合的に勘案し、対象個体を決定する。
＊(6)～(8)に該当する動物については、直ちに安楽死処置の対象とするものではなく、原則として飼養管理の継続又は譲渡の可能性を検討する。

様式１　飼養管理評価チェックシート　　実施日：　　評価者：

項目	各事項	評価	備考（改善点等）
医療	収容時の感染症コントロールはできているか(導線管理、検査、治療)		
	定期的なワクチン、駆虫が実施できているか		
	個体の健康状態を把握し、職員間で共有し、業務に反映しているか		
	負傷動物、体調不良動物に可能な範囲で適切な医療を提供できているか		
衛生	適切な清掃方法と消毒方法が選択されているか		
	動物の体の清潔を保っているか		
栄養	個体状況に配慮した給餌給水が行われているか（種類、量、頻度、形状、給餌環境など）		
	給餌に必要な餌等のローリングストックができているか		
環境	人も動物も安全かつ衛生的な環境か		
	採食、排泄、睡眠が適切にできるよう配慮しているか		
	不安や恐怖を取り除く工夫ができているか		
	常に動物に適した温度等になる配慮がされているか		
	その動物がその種らしい、個体らしい行動を自由に発現できる環境か		
	環境に多様性を持たせ個体状況に配慮できてているか		
行動	適切な運動量の確保に努めているか		
	エンリッチメントの手段を複数提供できているか（採食・社会・物理・認知・感覚）		
譲渡	動物の譲渡適性向上を図っているか		
	譲渡対象動物の情報を適切に周知しているか		
安楽死処置	対象動物の選定は正しい手続きで行っているか		
	人道的な安楽処置方法を選択、実行できているか		
職員	各項目について職員が工夫し、知識・技術向上を図る機会を設けているか		
	各項目について見直しを行っているか		

【備考】

以下のとおり5段階評価とする

1	不可
2	やや不可
3	どちらでもない
4	やや可
5	可
ー	該当無し